

みえこどもの城指定管理者募集要項

みえこどもの城（以下「こどもの城」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号、以下「地方自治法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及びみえこどもの城条例（平成元年三重県条例第 4 号、以下「こどもの城条例」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

1 指定管理者募集の目的

（1）指定管理者制度活用目的

三重県では、こどもの城の管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することにより、こどもの城の効用を最大限に発揮し、もって県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、三重県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

（2）施設の設置目的（役割）

こどもの城は、児童の健全育成及び児童に対する科学知識の普及を図ることを目的に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号、以下「児童福祉法」という。）に基づく児童厚生施設として、児童に健全な遊び、体験及び交流の場を与えてその健康を増進し情操を豊かにするとともに、地域の児童館の拠点となる施設として、三重県の児童健全育成の中核を担う複合施設として設置しています。

（3）施設運営の基本的な方向性（運営方針）

ア 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化するとともに、以前にも増して子どもや子育て家庭に関する課題が複雑化・複合化し、地域における人と人とのつながりが希薄になる中、家庭や地域における養育力の低下とともに子育て家庭の負担感が高まっています。

また、スマートフォンや SNS を始めとする様々な機器・サービスの急速な普及により、インターネット利用環境が一層多様化する中、犯罪やトラブルに巻き込まれる児童の数が高い水準で推移しており、更に増加することが懸念されています。

全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができるためには、行政のほか、産業界や地域の活動団体なども含めた各主体やあらゆる世代の人々が子どもの育ちや子育て家庭を支える取組が必要となっています。

イ 施設運営の運営方針

上記「（2）施設の設置目的（役割）」を達成するため、次のとおり、子どもの発達段階に応じた事業を行うとともに、様々な主体と連携して、子どもや子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、高い企画力をもって、こどもの城の施設運営を進めていくものとします。

（ア）児童館機能の充実

様々な子どもが健全に育ち、高い自己肯定感を持てるよう、情操・心身の健康・探究心・社会性を育てる事業や子どもが自ら参加できる体験、交流の場をこどもの城を中心として提供するものとします。

（イ）児童館等への支援の充実

子どもの遊びの拠点と安全に安心して過ごせる居場所となり、子どもの安定した日常生活を支援する役割を持つ三重県内の地域の児童館の情報の把握や相互利用、運営等の指導、児童館活動の啓発及び連絡調整等の役割を果たす中核的機能を有しています。各児童館で活用できる遊びのプログラムを開発したり、遊びのノウハウの指導やツールの提供のほか、児童館等で活動する館長や児童厚生員等への研修支援などに取り組みます。また、地域の関係団体との連携により、地域の児童館等におけるイベント実施の支援などにも取り組むものとします。

(ウ) 地域の様々な主体との連携

企業や団体、大学等、地域の自治会及び青少年健全育成関係団体との連携・交流により、これらの団体等による自発的取組が展開されるよう、子どもの育ちや子育て家庭を支える取組の実施及び家庭・地域づくりを進めるための調査研究、研修などに取り組むものとします。

2 施設の概要

- (1) 名称 みえこどもの城
- (2) 所在地 松阪市立野町 1291 番地 松阪市中部台運動公園内
- (3) 開館時期 平成元年 6 月
- (4) 施設の構造・規模等
ア 敷地面積 6,520 平方メートル（ほかにログハウス部分 861 平方メートル）

イ 構造及び規模

名称	構造	面積 (㎡)	備 考
本館	鉄筋コンクリート造	4,399.41	
1 階	エントランス	226.00	
	イベントホール	336.00	
	ボランティア・講師ルーム	69.00	
	研修室	153.00	
	プレイルーム	100.00	
	事務室	691.00	
	館長室	22.80	
	静養室	13.00	
2 階	舞台スペース	338.00	
	プレイランド	336.00	
3 階	アートスペース	339.00	
	SWS 西日本キッズシアター	380.00	
ポンプ室	鉄筋コンクリート造	9.67	
プロパンポンプ庫	鉄筋コンクリート造	0.95	
車庫	鉄骨造	32.06	
ログハウス	木造モルタル造	251.38	

3 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げるこどもの城の利用に係る基本的な条件及び管理運営の基本的事項に沿って、こどもの城を適正に管理するものとします。

(1) 休館日

こどもの城の休館日は、月曜日及び12月29日から1月3日までとします。ただし、月曜日が祝日にあたるときは、その翌日以降の最初の休日でない日とします。

また、暴風警報発表など、利用者に危険が及ぶ恐れがあるときや、施設運営の効率化の観点から閑散期における休館のほか、夏休み期間中の開館など、指定管理者が特に必要があると認めるときは、三重県の承認を得て、臨時に休館日を定め、または休館日に開館することができます。

(2) 開館時間

こどもの城の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとします。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、三重県の承認を得て変更することができます。

(3) 利用の許可等

指定管理者は、三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）第2条第1項第3号の「行政庁」に該当するため、こどもの城の利用許可等の手続きについては、同条例の規定に基づいて行ってください。

例えば、利用申込みや許可の手続きの方法をあらかじめ明示することや、利用許可の取消し等不利益処分を行うことなどが該当します。

(4) 利用者等に対する指示

指定管理者は、こどもの城の管理上必要があるときは、利用者その他の関係者に必要な指示をすることができます。

(5) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項及び第67条の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、こどもの城の管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。

(6) 管理に関する情報の公開

指定管理者は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の趣旨にのっとり、こどもの城の管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。

(7) 利用料金制度の採用

こどもの城の管理にあたっては、地方自治法第244条の2第8項及びみえこどもの城条例第15条の規定に基づく「利用料金制度」を採用するため、こどもの城の利用に係る料金は指定管理者の収入となります。

よって、こどもの城の管理に係る収支について、一定の責任を負うことになり、こどもの城の利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

(8) 県施策への協力

三重県では、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、花とみどりの活用、障がい者を理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、市町消防団への協力、自然災害防災対策、地域安全対策等の県が推進する施策について、その趣旨を理解し、率先して取組を進めることとしてください。

また、少子化対策の推進、「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」「ありのままみえっこプラン」「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」等に基づく取組についても十分理解していただくとともに、三重県に協力し寄与してください。

(9) 関係法令等の遵守

指定管理者が、こどもの城の管理運営業務を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守してください。

(ア) 関係法令・計画等

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- 4 こども基本法（令和4年法律第77号）
- 5 こども大綱
- 6 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- 7 こどもの居場所づくりに関する指針
- 8 児童館ガイドライン（令和6年12月改正）

(イ) 条例・計画等

- ① 三重県子ども条例（平成7年3月21日三重県条例第4号）
- ② みえこどもの城条例（平成元年3月29日三重県条例第4号）
- ③ みえこどもの城条例施行規則（平成元年3月30日三重県規則第8号）
- ④ 強じんな美し国ビジョンみえ
- ⑤ みえ元気プラン
- その他こどもの城を管理運営するための労働法等業務に関連する全ての法令等

(10) 暴力団等による不当介入への対応

指定管理者は、管理業務を実施するにあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、管理業務の履行の障害となるものをいう。））を受けたときは、次の対応を行ってください。

ア 断固として不当介入を拒否すること

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする

ウ 三重県に報告すること

エ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと

(11) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発生時の対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、利用者等へ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達を行い、退避させたのち、後発地震発生に備え、1週間を基本として、県民の施設利用を抑制する休業措置をとってください。（業務の縮小や代替手段の設定を検討し、後発地震に速やかに対応できる体制の確保を行ってください。）そのほか、緊急点検など三重県地域防災計画に定める対応を実施してください。

4 指定管理者が行う業務の範囲

みえこどもの城条例第4条で規定する指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、こどもの城では、利用者の利便性向上のため自動販売機を設置することとし、具体的内容は下記オのとおりとします。

(1) 業務の内容

ア こどもの城の運営に関する業務

令和7年3月に、子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的として改正した「三重県子ども条例」及び「全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」をめざして策定した「ありのままでみえっこプラン」の趣旨や考え方をふまえてください。

例：子どもの権利や意見を尊重した活動や子どもの主体性を育む事業を行う。

(ア) こどもの城の施設及び設備を利用に供する事業

次のスペースを有効に利用して、子どもの健康増進、情操を豊かにすること等を目的とした遊び、体験、交流の場等の提供をする。その際には、各種団体等との連携事業を行うなど、県民参画にも留意するとともに、リピーター等の要求に応じつつ、新規の利用客を開拓できるよう、企画展や講座等の内容・種類を工夫する。

利用者の満足度について、アンケート調査を年4回以上実施する。

例：異なる年齢・地域の子どもの、親以外の違う世代の大人と交流したりすることで多様な経験をする機会を提供する。

スペースの名称	利用有効面	収容能力	現在の利用状況
イベントホール（チャレンジルーム）	336 m ²	134 人	企画展等の開催
舞台スペース	338 m ²	84 人	講演会、発表会、コンサート等の開催
ボランティア・講師ルーム	69 m ²	34 人	会議、イベント等
アート・サイエンススペース	339 m ²	101 人	理科工作、科学等の体験講座、アート・クラフト講座等の開催、写真・絵画等の展示（ミニ展示コーナー）
プレイランド	336 m ²	168 人	運動遊具、ウォールクライミング、映像体感遊具
カプラの部屋	100 m ²	82 人	カプラ（積み木）での自由遊び
SWS 西日本キッズシアター	380 m ²	150 席	プラネタリウム及び全天周映画（デジタル映像）
レストハウス（ログハウス内）	67 m ²	25 人	会議、研修会、イベント等（食育に関することも含む）
多目的ホール（ログハウス内）	100 m ²	33 人	会議、研修会、イベント等（食育に関することも含む）
研修室	153 m ²	91 人	会議、研修会、イベント等
野外企画			野外活動や地域のイベント等に参加

※収容能力については、実際の企画内容に応じて決めることとする。

- (イ) 児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行う事業
 例：児童に関する調査や男性の育児参画、子育て支援にかかる事例収集を行い、外部に公表する。
- (ウ) 児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催する事業
 例：三重県内の児童館館長や児童厚生員を対象とした研修会や三重県民の子育てを応援する研修会を実施する。
- (エ) 地域の児童館等の運営及びこれらの相互の連携に関する指導または助言を行う事業
 例：三重県児童館連絡協議会などを通じて、児童館への提案や相互利用ができるよう情報交換を行う。
- (オ) 児童健全育成拠点事業
 例：移動児童館、地域と協働で行う事業、三重県内児童館とのネットワークを強化する事業を行う。
- (カ) そのほか、児童の健全育成を図るために必要な事業
 例：大学など地域の多様な主体と連携し、児童の健全育成に資するボランティアの養成やイベントの実施を行う。
 地域の団体同士のネットワークづくりを進め、自発的な子どもの育ち支援や子育て家庭を応援する取組を推進する。
 児童館ガイドライン（令和6年12月改正）をふまえ「遊びとソーシャルワーク」「中・高校生世代の利用」「災害時のこどもの居場所」「新たな居場所づくり」「居場所づくりコーディネーター」「配慮を必要とするこどもへの対応」などを考慮する。
- (キ) その他
 ① 「家庭の日」等の事業へ協力
 毎月第3日曜日の「家庭の日」などの一層の浸透を図るための事業の実施を検討してください。

② 利用促進等に関する事項

こどもの城の利用者を増加させる方策を検討してください。

＊（ア）～（カ）に記した「例」は、あくまで例示であり、必須事業ではありません。

ただし、（ア）～（カ）の事業について、具体的な提案を行ってください。

イ こどもの城の維持管理に関する業務

次の（ア）～（ソ）に関するこどもの城にかかる維持管理業務を実施するほか、他の法令等の定めるところにより、適正かつ効果的、効率的な施設管理を実施してください。なお、下記の設備の中で耐用年数を経過しているものもあります。

（ア）建築物の敷地及び構造点検

敷地及び地盤、建築物の外部、屋上及び屋根、構造物の内部等の点検（１回／３年）

（イ）受発電・自家発電設備点検等

- ① 自家用電気工作物年次点検（１回／年）
- ② 受発電・自家発電設備点検（１回／月）
- ③ 蓄電池設備点検（２回／年）
- ④ 非常用発電装置点検（１回／年）

（ウ）空気調和設備点検等

- ① 冷温水発生機点検、整備（２回／年）
- ② 空調設備の点検、フィルター清掃（期間中１回／月）
（パッケージユニット、ファンコイルユニット含む）
- ③ 冷却塔点検、清掃（期間中２回／月）
- ④ フロン簡易点検（１回／３か月）

（エ）自動制御器点検、整備（２回／年）

（オ）空気環境測定（１回／２か月）

（カ）給排水、衛生設備点検等

- ① 残留塩素濃度測定（１回／週）
- ② 受水槽、ポンプ、消防用充水槽点検（１回／月）
- ③ 上水配管路点検（４回／年）
- ④ 屋外污水配管の清掃（２回／年）
- ⑤ 水質検査（２回／年）
- ⑥ 水道施設検査（１回／年）

（キ）ガス設備（空気調和設備を除く）点検

ガス設備点検（１回／月）

（ク）出入口自動扉設備点検

出入口自動扉定期点検（４回／年）

（ケ）エレベーター設備点検

エレベーター定期点検（１回／月）

（コ）消防設備保守点検（自動火災報知器設備、消火器具、屋内消火栓設備、漏電火災報知器、非常警報器具及び設備、避難器具、誘導灯及び誘導標識、排煙設備、自家発電設備、蓄電池設備、防火扉・シャッター設備）

- ① 機器点検（１回／６か月）
- ② 総合点検（１回／年）

(サ) 浄化槽（２か所）保守点検

- ① 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 11 条に基づく定期検査（１回／年）
- ② 浄化槽施行規則第 2 条によるもの〔巡回点検〕
- ③ 法令に基づく放流水の水質試験検査（１回／月）

(シ) 清掃業務

- ① 日常清掃（毎日、休館日を除く。）
- ② 定期清掃（床ワックス、窓ガラス拭き）
- ③ 害虫等の防除
- ④ ごみ処理

(ス) 警備業務（巡回点検）

建物内、屋外施設における火災・盗難等の関知と関係先への通報・連絡、報告

(セ) 危機管理・安全対策・衛生管理業務

事故やケガ防止のための安全対策や危機管理体制の構築、感染症等防止対策、各種マニュアルの作成、避難訓練、職員研修等実施

感染症等の発生状況について情報収集し、予防に努めてください。

感染症等の発生や疑いがある場合は、三重県、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて 2 次感染を防ぎます。

感染症等の発生時の対応については、三重県や保健所との連携のもとあらかじめ対応方針を決めてください。

臨時に休館しなければならないと判断する場合は、三重県と協議のうえで実施し、関係機関に連絡してください。

食品を扱う場合は、食中毒、食物アレルギーの予防に努めてください。

熱中症事故の防止のために、暑熱環境においては各種活動を中止することも想定して判断基準を具体的に定め、暑さ指数等を活用して適切な熱中症予防に努めてください。

(ソ) その他設備等にかかる必要な保守点検

- ① ハイブリッドプラネタリウム投影機保守点検
- ② コンピューターのサーバー保守点検
- ③ 自動券売機保守点検
- ④ クライミングウォール保守点検
- ⑤ 公用車保守点検

実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとします。

なお、こどもの城の施設管理費（清掃、警備等）及び光熱水費等については、三重県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）に含まれています。

業務委託による場合は、三重県に代わり一括して支払いをしてください。

（業務委託による場合は、委託先が免許等を有していること。）

施設保守管理業務で配置に必要な有資格者は、次のとおりとします。

- ・一級建築士もしくは二級建築士、特定建築物調査委員資格者証の交付を受けている者
- ・電気主任技術者（電気事業法第 43 条第 2 項に基づく有資格者）
- ・第 4 種乙類危険物取扱者（１名）
- ・建築物環境衛生管理技術者（１名）
- ・常駐技術者（建築物環境衛生管理技術者を除く。）

ウ こどもの城の利用料金の収入に関する業務

利用料金の設定については、みえこどもの城条例に定める額の範囲内で、指定管理者が設定することができます。

なお、利用料金の設定にあたっては、各年度について、知事の事前承認が必要です。

利用料金の上限額について、条例改正がある場合は速やかに情報提供を行います。

エ 業務報告書の作成業務

(ア) 事業計画等の提出

翌年度以降の詳細な事業計画については、年度ごとに前年度の3月15日までに三重県の担当課まで提出してください。(指定管理の最終年度を除く。)

(イ) 事業報告書の提出

事業終了後または指定を取り消された日から1か月以内に事業報告書(管理の業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入の実績、施設の管理に関する収支状況等)を提出してください。

また、三重県が必要と認めたときは、臨時に報告を求めることがあります。なお、報告内容については、指定管理者と協議のうえ、決定します。

(ウ) 業務報告書の提出

毎年四半期ごとに、三重県にその期の業務報告書を提出してください。各期が終了後、月の末日までに提出してください。

オ 自動販売機の設置

(ア) こどもの城利用者の利便性の向上を図るために、下記の留意事項を踏まえ、必要な自動販売機の種類、台数、場所を提案してください。

(留意事項)

- ・ 青少年の健全育成などの観点から公の施設にふさわしくない自動販売機の設置は認めません。
- ・ 自動販売機の設置の現状は、以下のとおりです。
飲料水自動販売機4台(内訳 1階休憩コーナー1台、2階プレイランド前1台、3階アトススペース休憩コーナー1台、屋外ログハウス前1台)、アイスクリーム自動販売機2台(内訳 1階休憩コーナー、2階エレベーター横)(別紙参照)
- ・ 自動販売機設置業者は、一般競争入札により決定し、契約期間及び設置業者からの設置料や手数料等の収受の内容等は、契約書等で定めてください。なお、設置にあたっては、指定管理が開始される令和8年4月1日から設置されるよう、三重県と協議のうえ、入札・契約事務を進めてください。
- ・ 自動販売機の設置に要する工事費等の費用、電気代は設置業者の負担とします。
- ・ 指定管理者は、毎年5月20日までに自動販売機設置に伴う、前年4月1日から翌年3月31日までの収入の2分の1を、三重県に納付してください。

5 指定期間を通じて達成すべき成果目標

ア 年間総利用者数 毎年度 22万人

令和6年度実績	209,568人	令和5年度実績	207,168人
令和4年度実績	218,151人	令和3年度実績	140,689人

イ 児童健全育成拠点事業(移動児童館、地域協働事業、県内児童館とのネットワーク強化事業)の実施回数 毎年度 100回

令和6年度実績	103回	令和5年度実績	100回
令和4年度実績	100回	令和3年度実績	93回

ウ 利用者の満足度(5段階評価で4以上) 毎年度 90%

令和6年度実績	99%	令和5年度実績	98%
令和4年度実績	98%	令和3年度実績	96%

6 指定管理者の指定の予定期間

(1) 指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しています。

- (2) この指定の期間は、三重県議会での議決を経て三重県が指定することとなりますので、ご注意ください。

7 管理に要する経費等

(1) 指定管理に係る指定管理料

県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）の総額は、次に示す額を上限とします。

なお、各年度において三重県が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。

指定管理料の額 933,270 千円以内（5年間）（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）各年度における指定管理料の概算

令和8年度	186,654 千円
令和9年度	186,654 千円
令和10年度	186,654 千円
令和11年度	186,654 千円
令和12年度	186,654 千円

(2) 収入見込額

収入見込額とは、利用料収入とします。ただし、工作材料等の収入見込みがある場合には、これも含めます。

(3) その他

ア 管理に要する経費は、支出見込額から収入見込額を控除した額とし、こどもの城の利用料収入は、指定管理者の収入とします。利用料金の設定については、みえこどもの城条例に定める額の範囲内で、指定管理者が設定することとなります。

なお、利用料金の設定にあたっては、知事の事前承認が必要となります。

イ 指定管理料の支払時期や方法、管理口座等の細目的事項については、別途協定にて定めます。

ウ こどもの城の管理に関する会計は、独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分してください。

8 申請資格

申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、かつ、上記「1（2）施設の設置目的（役割）」をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします。なお、個人での応募は受け付けません。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により三重県又は他の地方自治体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 三重県の入札参加資格（指名）停止の期間中でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する全ての税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しく

は特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等を含む。)

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

(7) 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。

イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。

ウ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。

エ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。

オ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有している者がいないこと。

(8) 役員等に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。

(9) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当していないこと。

(10) 三重県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。
ただし、三重県議会の議員以外の者について、三重県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除く。

(11) 複数の法人等による応募

こどもの城のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合においては、次の事項に留意して申請してください。

ア グループにより申請をする場合には、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。

なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めません。

イ グループの構成団体間における連帯責任の割合等については、別途協定書で定めること。

ウ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

エ 次に記載する「9（4）エ提出書類」（エ）から（ス）までについては、構成団体ごとに提出すること。

9 指定の申請の手続き

申請に関して必要となる経費は、全て申請者の負担とします。また、提出された書類は、正本1部を県が保持することとし、副本10部は、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定後、申請者との協議により、返却又は廃棄します。

（1）募集要項等の配布等

募集要項等は三重県ホームページからダウンロード、又は郵送により入手してください。

なお、郵送を希望する場合には、あて先を明記し390円分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、下記住所へ請求してください。

ア 住所

三重県子ども・福祉部少子化対策課 子ども応援班
〒514-8570 津市広明町13番地

イ 郵送受付期間

本募集要項公開時から令和7年9月16日（火）午後5時までとします。

（2）現地説明会

現地説明会を希望する場合は、別紙様式Aにより、参加申込をしてください。現地説明会は、当方と日程調整を行ったうえで、令和7年8月29日（金）までに行います。（土日は除く）

※当説明会に参加していなかった法人等は、指定管理者指定申請書を提出することができませんので、必ず参加申込をして現地説明会に参加してください。

ア 現地説明会申込書受付期間

本募集要項公開時から令和7年8月22日（金）午後5時までとします。

イ 受付場所及び受付方法

（ア）受付場所

三重県子ども・福祉部少子化対策課 子ども応援班
〒514-8570 津市広明町13番地
電子メール shoshika@pref.mie.lg.jp

（イ）受付方法

現地説明会の申し込みは原則電子メール（電子メールアドレスshoshika@pref.mie.lg.jp）によるものとし、電子メール送信後、電話で少子化対策課に着信の確認を行ってください。
電子メールによらない場合は郵送による申請も可とします。この場合も郵送後、電話で少子化対策課に郵便が到着しているか確認を行ってください。

（3）質問事項の受付及び回答

この募集要項の内容等に関する質問がある場合には、別紙様式Bにより提出してください。

ア 質問の提出

（ア）受付期間

本募集要項公開時から令和7年9月2日（火）午後5時までとします（郵送の場合9月2日必着）。

(イ) 受付場所

上記 9 (2) イ (ア) 「受付場所」と同じです。

(ウ) 受付方法

質問方法は原則、電子メール（電子メールアドレス shoshika@pref.mie.lg.jp）によるものとし、電子メール送信後、電話で少子化対策課に着信の確認を行ってください。

電子メールによらない場合は郵送による申請も可とします。この場合も郵送後、電話で少子化対策課に郵便が到着しているか確認を行ってください。

イ 質問に対する回答

電子メールにて、質問者に回答します。なお、当該回答については、随時、三重県ホームページで公表します。

(4) 申請書類の受付

ア 受付期間

令和 7 年 9 月 8 日（月）から令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 5 時まで

イ 提出方法

原則郵送で提出してください。郵送の場合は書留郵便によるものとし、受付期間最終日の午後 5 時必着とします。

郵送できない場合は持参も可とします。

ウ 受付時間

持参の場合は、午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

エ 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出してください。

なお、三重県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合もあります。

また、下記の（セ）～（タ）の書類については、複数の法人等による応募の際に提出してください。

(ア) 指定申請書（別紙様式 1）

(イ) 事業計画書（別紙様式 2）、収支計画書（別紙様式 3）及び年度別収支計画書（別紙様式 4）

なお、別紙様式 2～4 については、補足資料を加えることも可とします。

(ウ) 事業計画書の要旨（別紙様式 5）

三重県では、申請者が指定管理者になっていただいた場合の公共サービスの水準とコスト等の内容について、三重県民にホームページでわかりやすく示すこととしていますので、上記（イ）の事業計画書の要旨を A 4 用紙 1～2 枚程度にまとめたものを作成してください。

(エ) 上記「8 申請資格」に掲げる全ての要件を満たす旨の宣誓書（別紙様式 6）

なお、上記 8（7）に記載の申請資格に関し、場合によっては役員等に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求める場合があります。

(オ) 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

(カ) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本及び印鑑証明書（申請日前 3 ヶ月以内に取得したもの）

(キ) 法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（申請日前 3 ヶ月以内に取得したもの）

- (ク) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (ケ) 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (コ) 役員等の名簿（氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう）及び履歴を記載した書類
- (サ) 法人等の概要がわかる書類（別紙様式7）
- (シ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- (ス) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の三重県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- (セ) グループ構成員表（別紙様式8）
- (ソ) グループ協定書の写し（別紙様式9）
- (タ) グループ委任状（別紙様式10）

オ 提出書類の扱い

三重県に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、三重県は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は提出書類の内容を複製、改変等して使用できるものとします。また、提出された書類は、三重県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合、同条例の規定に基づき、情報公開の手続きを行いますので、予め、ご承知おきください。

カ 提出先

三重県子ども・福祉部少子化対策課 子ども応援班
〒514-8570 津市広明町13番地

キ 提出部数

正本1部、副本10部を提出してください。

なお、事業計画書の要旨については、三重県ホームページに掲載できるようPDFファイル様式で提出してください。

10 指定管理者の選定

(1) 申請資格の審査

指定申請書等の受付後、少子化対策課が応募者の参加資格要件を満たしているかの審査を行います。

(2) 申請者名等の公表

上記(1)に掲げる申請資格の審査を通過したものについては、審査過程の透明性を確保するため、申請者の名称及び上記「9(4)エ提出書類」で提出のあった事業計画書の要旨（別紙様式5）を三重県ホームページで公表します。

(3) 選定委員会の設置及び審査・選定

指定管理者の選定については、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等による「みえこどもの城指定管理者選定委員会」を設置し、提出された事業計画書等の審査及びヒアリングを実施のうえ、下記(4)の選定基準等に基づいて総合的な審査を行い、

最適と認められる法人等を指定管理候補者として選定します。

(4) 選定基準等

申請者から提出された事業計画書等については、別紙の審査基準及び配点に基づき、審査を行います。

(5) 審査の方法

指定管理候補者の審査選定については、次の２段階審査により行います。

ア 第１次審査（書面審査）

上記（１）の申請資格の審査を通過した申請者及び下記（６）の失格事項に該当しない申請者を対象に、選定委員会が提出された事業計画書等の書面審査を行い、第２次審査の対象として３団体程度を選定します。但し、申請者が３団体以内の場合は、第１次審査は行いません。

（ア）開催日 令和７年９月下旬～１０月初旬（予定）

（イ）開催場所 津市内を予定

※開催日・開催場所については、決まり次第、申請者に対してご連絡します。

（ウ）審査結果の通知

第１次審査の審査結果は、審査終了後速やかに、書面で通知します。

イ 第２次審査（ヒアリング審査）

第１次審査を通過した申請者を対象に、選定委員会によるヒアリング審査を行います。この際、プロジェクター等の映像機器の利用は認めないこととします。

なお、ヒアリング審査は、１団体あたり、約３０分程度を予定しており、その詳細については、別途通知いたします。

（ア）開催日 令和７年１０月（予定）

（イ）開催場所 津市内を予定

※開催日・開催場所については、決まり次第、申請者に対してご連絡します。

(6) 失格事項

次の要件に該当した場合は、その申請者を選定審査の対象から除外します。

ア 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定委員会委員に個別に接触した場合

イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

ウ 提出書類の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合

エ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合

オ 提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合

カ その他不正行為があった場合

(7) 選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果は、第２次審査の対象となった申請者全員に書面で通知します。

（令和７年１１月頃予定）

(8) 選定結果の公表

指定管理候補者を選定した審査の過程や審査結果等については、三重県ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、申請者の名称、所在地、申請者ごとの審査結果（評価点数を含む。）、指定管理候補者の名称及び選定理由等とします。

また、指定管理者の指定の議決にあたり、三重県議会に対しては、申請者ごとの主な提案内容及び評価点数並びに選定委員会の講評等を報告しますので、予め、ご承知おきください。

11 指定管理者の指定

指定管理候補者に選定された法人等については、三重県議会において議決を経た後に、三重県が指定管理者として指定します。

ただし、指定申請以降に、「8 申請資格」に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合、又は「10（6）失格事項」に掲げる要件に該当することが判明した場合には、指定をしないことがあります。

12 指定管理者との協定の締結

三重県は、議会の議決を経て指定管理者に指定した法人等（以下、「指定管理者」という。）との協議に基づき、本業務の実施に必要な事項について、指定管理者と指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

なお、基本協定の具体的な内容については、別添「みえこどもの城の管理に関する基本協定書（案）」をご参照ください。

13 指定管理者による管理状況の把握と評価・監査等

指定管理者は、次の項目の各内容を実施してください。

（1）利用者の声の把握

こどもの城の利用者のサービス向上等の観点から、アンケート等により年4回以上実施するほか、アンケート箱を設置するなどして常にニーズ等を把握するように努め、その後の管理運営に反映させてください。

なお、原則として、利用者数、利用料金の実績等については毎月、アンケート結果や苦情内容及びその対応状況等については四半期毎に、まとめた業務報告書をその翌月の月末までに三重県に提出してください。

（2）業務の評価

三重県は、指定管理者による適正なサービスの提供を確保するため、原則として、みえこどもの城条例第9条の規定による事業報告書、上記（1）に記載の月次・四半期の業務報告書等の提出を受けて、下記のこどもの城管理運営業務に関する評価等を行うことを予定しています。

なお、事業報告書の中には、成果目標として掲げた指標についての自己評価を含めてください。

ア 定期評価

三重県は、業務報告書や事業報告書等に記載された内容及び指定管理者によるサービスの履行内容が別途、締結する協定書に示す管理の基準等を満たしているかについての確認を行います。

イ 随時評価

三重県は、必要があると認めたときは、原則として指定管理者に事前に通知したうえで、こどもの城の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又はこどもの城内において維持管理の状況の確認を行うことがあります。

（3）監査の実施

地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項、第252条の42第1項に基づき、指定管理者が行うこどもの城の管理の業務に係る出納関連の事務について、必要に応じて、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けてください。

（4）財務状況の確認

毎事業年度、団体の決算確定後、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類を提出してください。

14 三重県と指定管理者との責任の分担

三重県と指定管理者との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。なお、施設の管理を行うにあたり支障を生じさせるおそれのある事項については、別紙「みえこどもの城の管理に関する基本協定書（案）」中の別記5「リスク分担表」に定めるとおりとします。

ただし、「リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、三重県と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。

項目	指定管理者	三重県
施設（建物、工作物、機械設備等）の保守点検	○	
施設・設備の維持管理	○	
施設の修繕	○	○
安全衛生管理	○	
施設の使用許可	○	
事故・火災等による施設・備品の損傷	○ ⁽¹⁾	○
施設利用者の被災に対する責任	○ ⁽²⁾	○
施設の火災共済保険加入		○
包括的な管理責任		○

(1) 指定管理者の責めに帰すべき場合は指定管理者の責任となります。

(2) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、被害が最小限となるように迅速かつ適切な対応を行い、速やかに三重県に報告しなければなりません。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については協定で定めます。

15 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 三重県への報告

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに三重県に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、三重県は、地方自治法第244条の2第10項及びみえこどもの城条例第10条の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、三重県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 指定管理者の破産等

指定管理者の破産又は財務状況の著しい悪化など指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合又は著しく社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合には、三重県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

また、指定管理者がグループの場合で、その構成団体の一部の法人等について管理の継続が困難と認められる場合においては、三重県は、残存の法人等により継続して適正な管理が可能と認められる場合には、当該管理の継続を認めるものとする。ただし、当該管理が困難と認められる場合には、三重県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 三重県に対する損害賠償

上記(2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、三重県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、三重県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他不可抗力の場合

指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、三重県と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

16 その他

(1) 施設管理開始までにおける指定の取消し

指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして三重県との協定の締結に応じないとき

イ 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(2) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を第三者に委託し、請け負わすことはできません。ただし、委託業務のうち、清掃、警備、施設管理等一部の業務については、三重県の承認を得たうえで、専門の事業者へ委託することができます。

(3) 施設等の引継ぎ

こどもの城の管理運営業務の引継ぎについては、協定締結後、随時行います。

(4) 利用許可等の引継ぎ

現管理者が令和8年3月31日以前に受付、利用の許可を行った指定期間以後の予約については、指定管理者に引き継ぐものとし、管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

17 募集要項に関する問合せ先

この募集要項に関する問合せ先は、次のとおりです。

三重県子ども・福祉部少子化対策課 子ども応援班

〒514-8570 津市広明町13番地

電話 059-224-2057

ファクシミリ 059-224-2270

電子メール shoshika@pref.mie.lg.jp

18 関連資料

(様式1) みえこどもの城指定管理者指定申請書

(様式2) みえこどもの城事業計画書

(様式3) 収支計画書

(様式4) 年度別収支計画書

(様式5) みえこどもの城事業計画書の要旨

(様式6) 宣誓書

(様式7) 法人等の概要

(様式8) グループ構成員表

(様式9) みえこどもの城管理運営業務に関するグループ協定書

(様式10) 委任状

(様式A) みえこどもの城現地説明会申込書

(様式B) 質問票